

平成29年度 第6回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年7月5日(水) 午前9時40分から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第2庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委 員 中 原 都
委 員 曾 我 紀 厚
- 2 事務局職員 事務局長 今 岡 誠 一 次長兼任用課長 山 添 久
給与課長 吉 野 一 朗 係 長 富 山 哲 明
係 長 湯ノ口 修 係 長 足 立 陽 子
係 長 古 川 真 史
- 3 傍聴者 2名

四 議 題

- 議案第1号 平成29年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験合格者の決定について
議案第2号 平成29年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象の第1次試験合格者の決定について)
議案第3号 平成29年度鳥取県職員採用試験(短大卒業程度)の実施について
議案第4号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について
議案第5号 職員の職務に専念する義務の免除について

五 議 事

地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるため、二人の委員により会議を開くこととした。

また、議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び第2号は非公開、議案第3号から第5号は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号及び第2号

平成29年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験合格者の決定及び平成29年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象の第1次試験合格者の決定について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

平成29年度鳥取県職員採用試験(短大卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成30年4月1日採用予定の標記の採用試験を下記のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
公立学校栄養職員	2名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

昭和57年4月2日以降に生まれた人。

イ 免許

栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する人又は平成30年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

ウ 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成30年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受付期間	7月28日(金)～8月14日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月28日(金)午前0時～8月9日(水)午後12時)	
第1次試験	試験日	9月24日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月4日(水)(予定)
第2次試験	試験日	10月下旬(予定)
	試験会場	鳥取県庁第二庁舎会議室
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)
	採用候補者発表日	11月上旬(予定)

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。(第1次試験合格者のみ判定します。)

2 広報

平成29年7月11日付の鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

◇議案第4号

人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則改正の専決処分を行ったので報告するとともに承認を求めようとするもの。

1 規則の名称

管理職手当に関する規則

2 概要

米子市と境港市に鳥取県立ハローワークを設置し、所長の職を新設することに伴う所要の改正

(1) 管理職手当に関する規則

- ・管理職手当の支給区分を定める別表第1について、知事の事務部局の本庁出先機関の3種の区分を適用する職に鳥取県立ハローワークの所長を追加。
- ・手当月額を定める別表第2について、備考第1項に規定する「特定職」に鳥取県立米子ハローワーク及び鳥取県立境港ハローワークの職を追加。

(2) 施行期日

平成29年7月1日とする。

3 専決処分の理由

- (1) 新設される管理職手当の支給区分等の定めがないため、職の新設に合わせて人事委員会規則を改正しなければ、人事行政の運営上著しい支障が生じること。
- (2) 職の新設の決定直後の施行であったため、人事委員会を開催するいとまがなかったこと。

4 専決処分日

平成29年6月28日

(参考) 人事委員会の事務の専決及び代決規則(昭和41年4月 鳥取県人事委員会規則第20号)

(専決事項)

第2条 事務局長、次長及び課長の専決事項は、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、特に重要と認められるものについては、その概要を人事委員会に報告しなければならない。

2 前項に掲げるもののほか、人事行政の運営上緊急を要し、かつ、人事委員会を開催するいとまがないときは、事務局長が専決することができる。

3 事務局長は、前項の規定により専決したときは、次の人事委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

◇議案第5号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について申請があり、適当と認められるので以下のとおり承認しようとするもの。

1 職務に専念する義務を免除する場合

職員が第23回夏季デフリンピック(サムスン2017)に日本代表の選手として出場する場合

《夏季デフリンピック》

- ・世界の聴覚障がい者スポーツの統括組織である国際ろう者スポーツ委員会が主催する世界73ヶ国・地域が参加する国際大会。
- ・4年に1度開催される国際的な公式競技大会。

2 対象職員 鳥取県立鳥取聾学校 教諭

3 免除期間 派遣日程(7月16日～8月2日)のうち勤務を要する日

4 根拠規定 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号

○職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

5 承認する理由

- ・職員が日本代表選手として世界トップレベルの本大会に参加することは、本人はもとより本県の競技レベルの向上、障がい者スポーツの振興に資すると考えられること。
- ・過去の類似の事例にかかる承認の基本的な考え方は、①国際大会への出場する場合、又は、②国際大会への参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合(事前合宿も含む)であり、本件は①に該当していること。
- ・平成25年に開催された前回大会の第22回夏季デフリンピック(ソフィア2013)及び平成28年に開催された第3回世界ろう者陸上競技選手権大会(ブルガリア大会)に当該職員が日本代表選手として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認していること。

6 承認日 議決日

六 次回人事委員会の開催

平成29年7月19日(水)午後4時10分から開催することとした。